

同朋大学仏教学学会則

第一条（名称） 本会は「同朋大学仏教学会」と称し、事務所を同朋大学文学部研究室に置く。

第二条（目的） 本会は真宗宗・仏教学・仏教史学および教化学の研究をもって目的とする。

第三条（事業） 本会は左記の事業を行う。

一、大会（年一回）

二、例会（年三回）

三、機関誌『同朋佛教』の発行（年一回）。なお、投稿規程は別に定める。

四、その他、必要な事業（随時）

第四条（会員） 本会は左記の会員をもって組織する。

一、正会員 同朋大学大学院文学研究科仏教文化専攻（仏教文化分野）生・文学部仏教学科生ならびに別科（仏教専修）生。

二、特別会員 同朋大学大学院文学研究科仏教文化専攻（仏教文化分野）および文学部仏教学科所属の専任教員。

三、賛助会員 本会の趣旨に賛同する者。

第五条（役員） 本会に左記の運営役

員を置く。

一、会長 一名、仏教学科長がこれを務める。

二、委員 若干名、仏教学科所属の専任教員がこれを務め、会長とともに適時、委員会を開催して本会の運営を行う。また『同朋佛教』編集委員を兼ねる。

三、幹事 大学院文学研究科仏教文化専攻博士前期・後期課程各ゼミ各学年より各一名、仏教学科各ゼミ各学年より各一名、別科より二名、選出し、任期は一か年とする。

第六条（経費） 本会の経費は左記による。

一、会費 特別会員・賛助会員年額一〇〇〇円、正会員五〇〇円。

二、その他の収入。

第七条（年度） 本会の年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第八条（規約の変更） 本会則の変更は委員会の決議による。

補則 本会則は昭和四十年六月一日より実施する。（昭和五十八年七月十三日改訂／昭和六十二年四月一日改訂／平成十七年四月二日改訂／平成二十七年四月二日改訂／平成三十八年四月二日改訂）

	2021年	6月23日	印刷	同朋佛教 第57号
	2021年	7月1日	発行	
編 集	発 行	名古屋市中村区稲葉地町7の1 同 朋 大 学 仏 教 学 会 『同 朋 佛 教』編 集 部 発 行 人 福 田		
印 刷	株式会社 一 誠 社 名古屋市昭和区下構町2丁目22番地			
発 行 所	名古屋市中区大須3丁目9の20 文 光 堂 書 店 振 替 口 座 名 古 屋 29017 電 話 (052)241-3410			